

令和8年度定期健康診断検査等請負業務単価契約書（案）

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と ○○ ○○○○（以下「乙」という。）は、令和8年度定期健康診断検査等請負業務（以下「検査業務」という。）に関し、下記の条項により本契約を締結する。

記

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、検査業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

第3条 この契約の検査項目及び契約単価は、別紙1のとおりとする。

第4条 この契約の保証金は、免除する。

第5条 この検査業務の期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和8年11月30日

具体的な業務内容及び履行期間は別添仕様書のとおりとする。

第6条 この契約の履行場所は、別紙2のとおりとする。

第7条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められた場合は、その是正のため必要な措置を講ずるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対して直接行うものとする。

6 乙は、甲が乙の下請負者に対して監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

第8条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を甲に報告しなければな

らない。

- 2 乙は、次に掲げる場合は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を甲に報告しなければならない。
 - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウィルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 前2項に規定する事項の疑いがある場合又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、採られる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

第9条 前2条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

第10条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、委託業務の一部について再委託を行おうとする場合には、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにした上で、様式1により再委託に係る承認申請書を提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な

事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第11条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第10条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第12条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第13条 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めたときは、検査業務について甲の指名する職員に監督させ、必要な指示をさせるものとし、乙はこれに従うものとする。

2 乙は検査業務を完了したときは、甲の指名する検査職員の検査を受けなければならぬ。

第14条 乙は、検査業務終了後、契約単価に受診人数を乗じて得た請求代金に消費税として10%（円未満の端数切り捨て）を加算した金額を官署支出官 岡山労働局長あてに請求するものとする。

2 官署支出官 岡山労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

第15条 甲は、前条第2項の約定期間に内に支払を行わない場合には、約定期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

第16条 乙は、この契約により知り得た個人情報を、健診の実施、健康診断受診票の作成、健康診断個人票の作成、健康診断結果報告書の作成、各種報告書一覧表の作成、健康相談、保健指導及び料金請求業務等の健診業務以外で利用してはならない。

2 乙は、個人情報を保管している間においては、保有形態の如何を問わず乙の責任

のもと、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止し、安全に取り扱い、保管し、管理しなければならない。

3 乙は、この契約により知り得た個人情報を処分する場合は、情報の漏洩を防止し、適正かつ安全な方法で行わなければならない。

第17条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされていた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対して、民法（明治29年法律第89号）467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が特定債権等の規定に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合は、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

第18条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき

- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき
 - (3) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めたとき
 - (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第19条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければな

らない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第27条 甲は、第18条第2項、同条第3項、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条第2項、同条第3項、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第29条 天災その他の不可抗力又は乙の責に帰し得ない事由以外の原因により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償は甲が算定するものとする。

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第32条 第31条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第33条 甲は、第13条第2項に規定する検査に合格した納入後において、当該納入が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができることができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、不足分の引き渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

第34条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第8条、第9条、第15条、第16条、第18条第2項、第19条、第21条、第22条、第25条、第27条、第32条、第33条、第34条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約締結の証しとして、本書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する
ものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 ○○ ○○

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

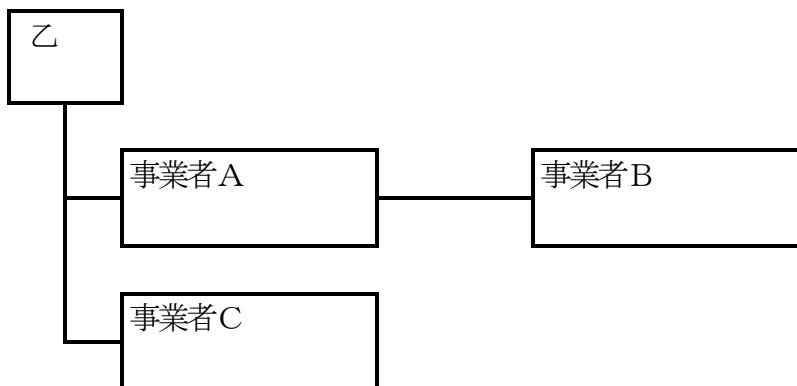
様式3 履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	岡山市〇〇区・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

第3条に定める検査項目及び契約単価は次のとおりとする。

No.	検査項目	単価(円)
1	問診・診察	
2	身長・体重	
3	腹囲	
4	血圧検査	
5	視力検査	
6	聴力検査	
7	尿検査	
8	肝機能検査	
9	胸部X線直接撮影	
10	胃部X線直接撮影	
11	血糖検査	
12	脂質検査(HDL・LDL・中性脂肪検査)	
13	貧血検査	
14	心電図検査	
15	便潜血反応検査	
16	喀痰細胞診	
17	C型肝炎検査	
18	VDT	
19	風しん抗体検査	
20	健康診断実施結果報告書作成業務	
21	特定健康診査健診項目データ作成業務(XML形式)	
22	放射線業務従事職員の健康診断 (個人票作成業務含む)	

(別紙2)

第6条に定める契約履行場所は次のとおりとする。

No.	官署名	所在地
1	岡山労働局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎 (医療機関と調整あり)
2	岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20(医療機関と調整あり)
3	倉敷労働基準監督署	倉敷市大島407-1(医療機関と調整あり)
4	和気労働基準監督署	和気郡和気町福富313(医療機関と調整あり)
5	新見労働基準監督署	新見市新見811-1(医療機関と調整あり)
6	岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20(医療機関と調整あり)
7	津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2(医療機関と調整あり)
8	倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笹沖1378-1(医療機関と調整あり)
9	倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	総社市中央3-15-111(医療機関と調整あり)
10	倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16(医療機関と調整あり)
11	玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12(医療機関と調整あり)
12	和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10(医療機関と調整あり)
13	和気公共職業安定所 備前出張所	備前市東片上227(医療機関と調整あり)
14	高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13(医療機関と調整あり)
15	高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1(医療機関と調整あり)
16	西大寺公共職業安定所	岡山市東区西大寺中1-13-35 NTT西日本西大寺ビル(医療機関と調整あり)
17	津山労働基準監督署	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎 (医療機関と調整あり)
18	津山公共職業安定所	
19	笠岡労働基準監督署	笠岡市笠岡5891 笠岡労働総合庁舎 (医療機関と調整あり)
20	笠岡公共職業安定所	